

# ドイツにおける電力供給障害による損害賠償責任

## Haftung für Schäden wegen Stromversorgungsstörungen in deutschem Recht

鈴木美弥子  
SUZUKI Miyako

東京外国語大学大学院総合国際学研究院  
Institute of Global Studies, Tokyo University of Foreign Studies

### 1 はじめに

### 2 過失責任

#### 2.1 契約責任

##### 2.1.1 契約責任の枠組み

##### 2.1.2 電力自由化以前の契約

##### 2.1.3 電力自由化当初の契約

##### 2.1.4 エネルギー事業法 2005 年改正後の契約

#### 2.2 民法 823 条 1 項による責任

#### 2.3 低圧接続令 18 条

### 3 無過失責任

#### 3.1 責任義務法による責任

#### 3.2 製造物責任法による責任

### 4 製造物責任法による責任に関する連邦通常裁判所判決

#### 4.1 第一審判決

#### 4.2 控訴審判決

#### 4.3 上告審判決 ( 連邦通常裁判所判決 )

#### 4.4 検討

### 5 近時の裁判例

### 6 おわりに



## 【要旨】

電力の供給障害による損害賠償責任は、過失責任、および、無過失責任に基づく。ドイツの電力自由化と、電力供給に関与する事業者の任務と義務を定めるドイツのエネルギー事業法の改正は、過失責任に対して影響を及ぼす。さらに、2014年に、このケースではじめて、連邦通常裁判所は、無過失の製造物責任法による責任を認めた。このような状況の下、本稿では、ドイツにおける電力の供給障害による損害賠償について検討し、特に、連邦通常裁判所判決の意義を示す。

Haftung für Schäden wegen Stromversorgungsstörungen ist aus Verschuldenshaftung und verschuldenunabhängiger Haftung. Die Liberalisierung des Strommarktes und die Änderungen von Energiewirtschaftsgesetz, die Aufgaben und Pflichten der Energieversorgungsunternehmen bestimmen, haben Einfluss auf Verschuldenshaftung. 2014 bejahte Bundesgerichtshof erstmal die verschuldenunabhängige Haftung nach Produkthaftungsgesetz in solchem Fall. Unter diesem Umstand überprüft dieser Aufsatz Schadenersatz wegen Stromversorgungsstörungen und klärt insbesondere die Bedeutung dieses Urteils.

キーワード : Produkthaftung, Elektrizität, Strom, Netzbetreiber, Stromversorgungsstörung, Überspannungsschäden, Liberalisierung des Strommarktes

Keyword : 製造物責任、電気、電力、ネット事業者、電力供給障害、過電圧損害、電力自由化

## 1 はじめに

電力は、我々の生活において必要不可欠なものであり、電力の供給が中断する、あるいは、電力の質が安定して維持されない場合には、非常に大きな影響をうけ、予想できないような大きな損害が発生する可能性すら存在する。

電力が顧客に届くまでには、発電、送電、配電、小売の過程がある。電力市場の自由化を内容とする EU 指令<sup>1</sup>、それに基づく、1998 年のエネルギー事業法の改正から始まるドイツにおける電力自由化以前は、これらの過程のすべてを担うエネルギー供給事業者が、顧客にとり、統一的な供給契約の唯一の相手方であった。しかし、自由化後は、供給の過程が分離され、エネルギー事業法 (Energiewirtschaftsgesetz) の 2005 年の改正により、同法 20 条 1a 項で、最終消費者または供給者は、ネットから電力を引き出し、自己のネットに供給するためには、ネット事業者との間で、ネット利用契約、あるいは、供給者枠組契約が締結される必要があると規定された<sup>2</sup>。

ネット事業者 (Netzbetreiber) とは、同法 3 条の定義に基づく、ガスおよび電力について、輸送と分配の任務を負う、電力でいえば、送電事業者と配電事業者を指す。近年、連邦通常裁判所は、停電後の過電圧の発生による家電等の損傷について、ネット事業者に対して、製造物責任法に基づく賠償責任を認めるに至った<sup>3</sup>。

本稿は、上記の判決を契機として、電力の供給障害により発生した損害の賠償責任に関し、いかなる責任制度が、どのような関与者との間で問題とされ、それが、電力自由化によりいかに影響をうけるか、また、その前提として、電力供給の関与者が、電力供給に関する法律や命令で、いかなる任務や義務を負うかも併せ、ドイツの制度や裁判例において検討を行いたい。

## 2 過失責任

電力の供給障害により発生した損害の賠償に関しては、供給に関与する者の過失に基づく責任がありうる。

契約責任、不法行為責任ともに、客観的義務違反と、主観的非難性からなる有責性を要件とし、その責任形式は、故意と過失である (ドイツ民法 276 条、以下、民法と記す)。故意が、義務違反の結果に対する認識と意思であるのに対し、過失は、社会生活上必要とされる注意義務の懈怠であり、これらの定義は、契約責任と不法行為責任で共通する<sup>4</sup>。

## 2.1 契約責任

### 2.1.1 契約責任の枠組み

電力供給をめぐる契約として、以下で検討するように、現在では、基本供給契約、供給者枠組契約、ネット利用契約、ネット接続契約、接続利用関係といったものがある。

民法 280 条 1 項は、契約責任の民法上の基本規定であり、それに基づき、契約義務の違反があった場合に、発生した損害について、債務者（契約の相手方）に対し、その賠償の請求がなされる。同法 280 条 1 項 2 文により、その有責性は、常に推定され、それを免れるには、債務者が、有責性がないことを証明しなければならない。

### 2.1.2 電力自由化以前の契約

電力自由化以前、電力顧客は、地域の配電ネットを通じて電力を引き入れるにあたって、エネルギー供給事業者を唯一の相手として、統一的な供給契約を締結していた。これに関しては、二種類の契約が存在した。一つは、1935 年のエネルギー事業法により、顧客が、一般供給者に締結の強制を求める場合に、一般的な条件と価格に基づき、すなわち、定価による顧客として、供給をうける契約である。低圧の供給について、自己の発電施設を利用していない者であれば、この権利が認められ、これに係る法律関係は、「定価顧客への電力供給の一般条件に関する命令」(AVBEltV: Verordnung über Allgemeine Bedingungen für die Elektrizitätsversorgung von Tarifkunden) で具体化されていた。二つめとしては、特別の契約による顧客の供給に関するものである。一般的な価格と条件で供給を受けるのではなく、エネルギー供給事業者と特別の顧客との間の契約には、約款が用いられた。そこでは、主に、同令の規定が指示されているが、ほとんどすべてにおいて、電力供給事業者の供給障害による契約または不法行為に基づく賠償責任の制限に関する同令 6 条が採用されていた<sup>5</sup>。

### 2.1.3 電力自由化当初の契約

1998 年の電力自由化により、エネルギー供給事業者の供給領域が開

放され、同時に、エネルギー供給事業者をカルテルの禁止から除外していたカルテル法が廃止された。しかし、エネルギー供給事業者が、従来からの供給地域で顧客に供給しようとするならば、エネルギー供給事業者は、その地域の配電ネットを使用しなければならない。このため、電力の顧客は、競業者から供給を受けようとする、ネット事業者としてのその地域のエネルギー供給事業者と、電力供給者としてのエネルギー供給事業者に対峙することになる。自由化により、かつての二当事者の契約関係が、三当事者の契約関係となった。

1998 年のエネルギー事業法 6 条、7 条で、ネットアクセスについて、交渉によるもの、その代替となるものを示したが、その詳細は、関与者に委ねられていた。これに対し、工業、電力業界の協会等が、その合意に基づくモデルを作成し、個々の当事者を法的に拘束するものではないものの、一般に用いられていた<sup>6</sup>。

#### 2.1.4 エネルギー事業法 2005 年改正後の契約

2005 年のエネルギー事業法改正により、同法 6 条から 10 条で、ネット事業を、エネルギー供給事業者のその他の付加価値段階から分離することが法定された。その結果、かつての一般供給者の包括的な接続義務と供給義務が、同法 18 条による、最終消費者のためのネット事業者の接続義務と、同法 36 条による、家庭顧客のための基本供給者の基本供給義務に分離された。

かつての一般供給における定価顧客は、エネルギーの取得に関して、基本供給に移行した。基本供給の顧客は、かつての定価顧客と同様、締結の強制に基づき、統一的な条件と価格での供給をうけるが、基本供給の対象は、家庭顧客に限られる。基本供給の詳細に関し、同法 39 条により、電力基本供給令 (*Stromgrundversorgungsverordnung*) が発布された。エネルギー輸送に関し、ネット利用については、エネルギー事業法 18 条により、誰もが、最終消費者のための一般供給ネットを営む事業者に、低圧ネットへの接続を求められることができると規定された。そして、同法 18 条 3 項の授權根拠に基づき、低圧接続令 (*Niederspannungsanschlussverordnung*) が発布された。それは、ネット接続と、その利用のための一般条件を定める。さらに、エネルギー事業法 17 条により、最終消費者につ

いて、いずれのネット事業者に対しても、任意の電圧で、差別なくネットにアクセスする権利を持つことが認められている<sup>7</sup>。

#### 2.1.4.1 エネルギー事業法 18 条によるネット接続の契約関係

エネルギー事業法 18 条により、最終消費者が、低圧で一般供給のネット接続を行う際の契約関係を検討する。以下の契約類型が存在する。

##### ①基本供給

基本供給では、電力顧客は、その地域で支配的な電力供給事業者と、法により広範に定められている内容で、契約を締結する。電力基本供給令 6 条 1 項 1 文により、基本供給者は、基本供給を行うために必要な契約をネット事業者と締結する。したがって、供給者は、エネルギーの準備と輸送を組織化しなければならない。その義務の履行のため、供給者は、ネット事業者を履行補助者として用いる。したがって、家庭顧客は、もっぱら、基本供給者と、すなわち、供給者との契約の相手方となる。しかし、電力顧客とネット事業者との間には法的に接続利用関係が成立している。電力顧客は、接続利用者として、基本供給契約を通じて、正当にエネルギーを取得し(低圧接続令 3 条 2 項 1 号)、基本供給者は、供給者として、供給者枠組契約をネット事業者と締結している(低圧接続令 3 条 2 項 2 号)からである<sup>8</sup>。

電力顧客が、供給障害により損害を蒙るのであれば、契約違反により、民法 280 条に基づき、基本供給者に対する請求が考えられる。しかし、電力基本供給令 6 条 3 項は、供給が不規則である、または遮断された場合に、基本供給者は、電力を供給するという給付義務を免れると規定する、すなわち、民法 433 条 1 項 1 文による供給者の第一次的義務が失われることになる。第一次的な給付義務を免れても、民法 275 条 4 項が示すように、民法 280 条による責任は排除されない。低圧接続令 6 条 3 項は、「定価顧客への電力供給の一般条件に関する命令」6 条に代わるものであり、それによれば、このような場合は、ネット事業者のみが責任を負う。この規定は、責任領域の法的分割のあらわれといえる。立法者は、エネルギー事業法 11 条から 14 条により、ネット事業者に、ネットの確実性維持の責任を課している。しかし、基本供給について、供給者は、電力顧客の唯一の契約の相手方であり、民法 278 条により、履行補

助者の過失として、自身で、ネット事業に対して責任を負うため、電力基本供給令 6 条 3 項における責任排除が必要となる。したがって、供給者は、民法 280 条により、同令 19 条から 21 条が規定する供給停止の要件の違反の下で誘発されたような中断に対してのみ責任を負う<sup>9</sup>。

電力顧客は、電力供給の中断と不規則性に基づく損害について、ネット事業者を相手として、( 低圧接続令 18 条により制限される根拠と範囲で ) 法定接続利用関係により、民法 280 条に基づき請求する。電力基本供給令 2 条 3 項 2 文により、契約の締結の際に、基本供給者は、これについて、顧客に指示しなければならない<sup>10</sup>。

電力顧客を、第三者のための保護効を伴う契約として、基本供給者とネット事業者との間で締結される供給者枠組契約の保護領域に引き入れることが考えられる。しかし、法定接続利用関係と、そこから生ずる民法 280 条による賠償請求が成立することから、その必要性はないといえよう<sup>11</sup>。

## ②包括契約 (All-inclusive-Vertrag)

包括契約とは、供給者が電力の準備と輸送の義務を負う契約である ( 持参債務に該当する )。供給が、一般的な価格と条件ではなく、特別の条件で行われる場合には、供給者は、自治体の基本供給者に限らない ( 他の競合者もありうる )。この場合、供給者が、顧客の唯一の契約相手であり、ネット事業者が責任を負わねばならないネット事業における障害に対し、供給者が民法 278 条により責任を負う。したがって、顧客は、供給者に対して契約に基づく損害賠償請求ができる。供給者の責任は、基本供給契約のみに適用される電力基本供給令 6 条 3 項によっては排除されない。この点で、供給者は、責任のリスクを契約により制限する必要があり、電力基本供給令 6 条 3 項をモデルとした約款を付することが考えられる。低圧接続令 18 条の責任制限は、包括契約における供給者は、同条のネット事業者に該当しないため、適用されない。さらに、顧客は、低圧接続令 3 条により正当にエネルギーを引き入れている限り、法定接続利用関係に基づき、ネット事業者に請求することができる。このことは、顧客が電力供給契約を供給者と締結し ( 同 3 条 2 項 1 号 )、さらに、供給者がネット事業者と供給者枠組契約を締結していることから ( 同 3 条 2 項 2 号 )、認められる。低圧接続令 18 条は、ネット事業者のこの責

任を制限する<sup>12</sup>。

### ③ 分離契約

顧客は、エネルギーの輸送をネット事業者と、そして、エネルギーの準備を供給者と、別個の契約で取り決めることができる。その際、基本供給契約を通じて、取立債務の形をとる分離された供給は、法システム上、考えられない。基本供給契約は、電力基本供給令6条1項により、供給者に対して、ネット事業者とネット利用契約を締結することを義務づける。原則として、このモデルでは、供給障害の際には、供給者に対して、民法280条による契約上の請求権は生じない。すなわち、供給者は、電力をネットに供給するために準備すれば、義務を履行したことになる。電力をネット事業の技術的問題により送れないとしても、供給者は取立債務を負っているにすぎないため、これに責任を負わない。ネット事業者は、輸送を保障する義務を、顧客との接続利用契約により、引き受けている。それゆえ、ネット事業者は、供給者の履行補助者として行動しておらず、供給者は、民法278条におけるネット事業者の過失について責任を負わされることはない。たとえ供給者が電力をほとんどネットに供給できず、ネット障害が生じて、エネルギー事業法による責任領域の分離により、顧客は供給者に対して、契約に基づく請求権を主張することはできない。それゆえ、顧客は、供給障害について、ネット事業者と締結したネット利用契約、および、法定接続利用関係に基づき、民法280条により、ネット事業者に対してのみ請求していくことが可能である。これについては、ネット事業者の責任が問題になることから、低圧接続令18条が適用される<sup>13</sup>。

#### 2.1.4.2 エネルギー事業法17条によるネット接続の契約関係

最終消費者は、エネルギー事業法17条により、ネット事業者に、ネットへの接続を求めることができる。この請求に意義があるのは、接続が一般供給に用いられる低圧ネットで行われない場合である。同法17条は、契約による詳細な形成が必要なネットへの接続を保障する。ネットに関するすべての問題(ネット利用、接続利用、ネットアクセス)は、合意により確定される<sup>14</sup>。



## ①分離契約

通常、最終消費者は自ら、エネルギー事業法 20 条 1a 項により、ネット事業者と、ネット利用契約を締結する。その場合、顧客は、供給障害の際には、民法 280 条により、契約に基づく損害賠償を請求できる。エネルギー事業法 18 条の枠内と同様の原則が、特殊性をもって妥当する。低圧接続令に基づく法定接続関係は生じない。というのは、これは、エネルギー事業法 18 条による一般接続義務に適用されるものだからである。したがって、低圧接続令 18 条による責任制限も、同様に適用がない。しかし、ネットアクセス契約の枠内での利用の際の障害に関する電力ネットアクセス令 (Stromnetzzugangsverordnung) 25a 条は、低圧接続令 18 条の適用を指示している。この規定は、エネルギー事業法 20 条 1a 項で言及されているネット利用契約を具体化する、電力ネットアクセス令 24 条 (ネット利用契約)、同令 25 条 (供給者枠組契約) と体系的に関係する。したがって、同令 25a 条が、電力顧客との関係で適用可能なのは、そのネット接続が、エネルギー事業法 17 条によるのか、18 条によるのかを問わず、電力顧客が自らエネルギー輸送を組織する場合である。さらに、電力顧客は、供給者とエネルギー供給契約を締結する。供給者には、エネルギーを準備する義務しかなく、取立債務を負う。したがって、ネット事業者に基づく供給障害について、責任を負わない<sup>15</sup>。

## ②包括契約

供給者は、エネルギーの準備と輸送を、包括契約で組織し、電力を持参債務の形で供給する。その際、供給者は、ネット事業者と供給者枠組契約を締結し、民法 278 条により、これにより惹起された供給障害に責任を負わねばならない。前述のエネルギー事業法 18 条の枠内におけるものと同じことが該当する。この契約では、供給者についての低圧接続令 18 条の責任制限が、直接的にも、電力ネットアクセス令 25a 条の指示を通じて、関係しないため、契約による合意が必要である<sup>16</sup>。

## 2.2 民法 823 条 1 項による責任

民法 823 条 1 項により、被害者との契約関係の成立を問わず、故意または過失により、他者の生命、身体、健康、所有権、または、その他の権利を違法に侵害した者は、それによりその者に生じた損害を賠償する

責任を負う。ネット事業者の観点から、電力供給の中断や障害により、例えば、所有権や健康の毀損が問題となりうるが、民法 823 条 1 項では、純粋財産損害（結果損害）に対して責任は生じない。

故意または過失については、原則として、契約責任におけるものと合致する。過失の枠内での一般的な注意義務を定める際には、社会保安義務が重要な役割を果たし、判例によれば、その責任領域で、危険な状態を、いかなる態様であれ、第三者に対し、創出、または、それを持続させている者は（例えば、第三者の法益への危険と結びついた施設の建設と稼働）、その危険を引き受けねばならず、第三者が損害を蒙らないように、その侵害を防止するために必要かつ期待可能な予防措置をとる一般的な法的義務が認められる<sup>17</sup>。

このことは、原則として、エネルギー供給ネットの事業者についても該当し、この場合の社会保安義務は、ドイツガス水道協会、ドイツ電気技術者協会によるもののような承認された技術規程群により、具体化されている。該当する規程の遵守により、注意義務違反（すなわち過失）がないものとする、エネルギー事業法 11 条 1a 項、および、49 条 2 項の推定を生じさせる<sup>18</sup>。

ネット事業者の社会保安義務について、本稿 4 で扱う事件の第一審判決、控訴審では、検査義務に関して、地下に敷設された住宅接続スリーブに対する予防保守の義務はなく、単なる目視の範囲内でケーブル配線キャビネットを点検すべきとした。また、第一審判決で、危険に対する一般的な指示義務と特別の指示義務が考えられるとし、控訴審判決では、そもそも具体的な事情に直面したうえでの、つまり、本件では、特別の指示義務について、過電圧により家電が損傷した後に、それに関して指示する義務がありうるかそもそも問題になると述べられているが、第一審判決、控訴審判決いずれも、本件の事実に基づけば、義務の前提となる危険は認識できず、たとえ指示義務違反があるとしても、発生した損害との因果関係はなかったとした<sup>19</sup>。

### 2.3 低圧接続令 18 条

接続利用、およびネット利用における中断と不規則性に関する損害について、低圧接続令 18 条が適用される。

同令 18 条は、ネット事業者が、ネットの遮断または不規則性により蒙った損害に対し、契約、接続利用関係、または、不法行為により責任を負い、その際、事業者、履行補助者、あるいは、業務補助者の有責性が要件とされるときに、財産損害については、故意または重過失があることが推定され、物の損傷の場合には、故意または過失があることが推定され、財産的損害に関しては、その他の過失(軽過失)に対しては、責任を排除する。

重過失による財産損害については、接続利用者、あるいは、ネット利用者に対する責任は、5000 ユーロに制限される。過失による物的損害について、同様に、5,000 ユーロに制限される。重過失による物的損害は、一件あたりの制限はない。故意に引き起こされたものではない物的損害に対する責任は、損害事件ごとに、接続利用者数に応じて、250 万ユーロ(ネット事業者に接続する接続利用者が 25000 人までの場合)と 4000 万ユーロ(ネット事業者に接続する接続利用者が 100 万人以上の場合)の間で制限される<sup>20</sup>。

### 3. 無過失責任

危険源を支配する者は、そこから発生する損害について責任を負うべきとする危険責任に基づき、以下の法で過失を問わない責任が認められている。

#### 3.1 責任義務法による責任

責任義務法 2 条 1 項により、施設の保持者は、電線施設、配管施設、あるいは、その他のエネルギー等を配送する施設から生ずる電気またはガスの作用等により、人が死亡し、人の身体、健康が害され、または、物が損傷するときは、生じた損害について賠償義務を負う。また、損害が、電気またはガス等の作用ではなく、そのような施設の存在によるものであるときは、損害発生時点で、施設が規制に適合している場合を除き、同様とする。

施設の保持者とは、例えば、エネルギー供給ネットの事業者であり、施設が規制に適合しているとは、承認された技術規程に適合し、施設に

損傷がないことである。これらの技術規程に関して、ドイツ電気技術者協会、および、ドイツガス水道協会の規程群が重要であり、その遵守が、エネルギー事業法 11 条 1a 項、49 条 2 項においては、承認された技術規程が遵守されていることの推定となる<sup>21</sup>。

ただし、責任義務法 2 条 3 項によれば、損害が建物内部で発生し、その建物内部の施設（例えば、変電所内の切替装置）に起因する場合、または、施設の保持者が所有するフェンスで囲まれた土地（例えば、ネット事業者の事業用地）の内部で生じた場合には、賠償義務はない。さらに、エネルギー消費機器、または、その他の消費もしくは取入れ施設が損傷された場合、そのような施設により損害が生じた場合、あるいは損害が電線の落下によるときを除き、不可抗力で生じた場合にも、賠償義務は生じない。物的損害による同法 2 条 1 項の賠償義務については、7 条によれば、その責任排除または制限は、施設の保持者（例えば、ネット事業者）と公法上の法人、公法上の特別基金、または、商人との間で、その事業に属する契約の枠内で、合意することができる。

さらに、責任の上限が定められている。同法 2 条により人の死亡もしくは人の傷害の際に責任を負う施設の保持者は、一人あたり、元利 60 万ユーロまで、または、年間 3 万 6 千ユーロの年金額まで責任を負う。物的損害は、たとえ同一事件で、複数の物が損傷しても、30 万ユーロまでしか責任を負わない（10 条）<sup>22</sup>。

### 3.2 製造物責任法による責任

製造物責任法 1 条 1 項によれば、製造物の欠陥により、人が死亡し、人の身体もしくは健康が毀損され、または、物が損傷された場合に、製造者の損害賠償義務が生ずる。物の損傷の場合は、欠陥のある物ではない他の物が損傷され、この物が、その性質において、通常、私的な使用または消費のためのものであり、被害者により、主に、そのために使用されていた場合にのみ適用される。

製造物とは、同法 2 条 1 項で、動産と電気であることが規定されている。

電気の同法 3 条 1 項の欠陥は、従来、典型的には、電圧の変動がある場合に、認められていたが<sup>23</sup>、停電を、電圧の変動の場合と同様に扱ってよいかについては、争いがある。接続者の視点からは、損傷の原因が、

電圧の変動か完全な停電かにより違いはないともいえるが<sup>24</sup>、電力の供給がない場合は、もはや製造物責任法 2 条の製造物を問題にしえないとする見解<sup>25</sup>、このほかに、製造物責任ではなく、給付障害の問題として評価すべきとの主張が存在する<sup>26</sup>。後者の主張は、その理由として、指令起草者は、製造物責任指令を給付障害に適用しようとしておらず、それは、責任を根拠づける損害は、欠陥のある物以外の物に生ずる必要があるとする指令 9 条 1 文 (製造物責任法 1 条 1 項 2 文) にあらわれていると説明する<sup>27</sup>。

ネット事業者が、製造物たる電気の同法 4 条 1 項の製造者に該当するか問題とされてきたが、本稿 4 で扱う連邦通常裁判所判決により、中圧から低圧に変圧するネット事業者に関しては、製造者であることが認められた。

同法 1 条 2 項は、責任が排除される場合を規定しているが、電気の欠陥に関し、製造物が強行法規に適合するという同項 4 号、欠陥が製造物が流通に置かれた時点で科学技術水準に基づいて認識できなかったとする 5 号の適用が考えられる。そして、同項 2 号によれば、損害を惹起した製造物の欠陥が、製造者が製造物を流通においた時点で、製造物になかった場合にも責任が否定される。これに関し、後出の連邦通常裁判所の事件で、電気を流通に置いたとされる時点について争われた。

製造物責任法は、責任制限を認める。同法 10 条により、製造物、あるいは、同一の製造物の同一の欠陥により惹起された人的損害は、総額で 8500 万ユーロに制限される。物的損害の場合は、責任制限はなく、同法 11 条により、被害者は、500 ユーロの自己負担金を支払わねばならない<sup>28</sup>。

このほか、低圧接続令 18 条が製造物責任法による責任に触れていないことが、本稿 4 で見るように、問題となった。

#### 4 製造物責任法による責任に関する連邦通常裁判所判決

過失が認められなかったことから、無過失責任である製造物責任法による責任が争われた事件に関する判決を検討する。

本件では、2009 年に、原告の自宅周辺で電気の供給障害が生じ、停

電の後、原告の住居に過電圧が発生し、それにより電化製品と暖房が損傷した。これらに関する損害賠償を、被告に請求するものである。過電圧は、原告家屋近くの接地保護の2つの導体の遮断が原因であった。被告は地方自治体のネット事業者であり、配電網を電力供給者と顧客が利用できるようにし、また、電流を別の電圧レベル(低圧)に変換する(原告の家屋は、被告の低圧網に接続している)。この事件ではじめて、連邦通常裁判所は、電気の欠陥に基づく製造物責任に関する判断を示し、ネット事業者の責任を肯定した。

#### 4.1 第一審判決<sup>29</sup>

製造物責任法1条1項、および2項による責任は、被告が製造物責任法4条1項における製造業者ではないため、認められないとした。

周波数や電圧に過度の変動がある場合には、電気に同法3条1項の欠陥が認められるが、被告はネット事業者にすぎない、つまり、エネルギー供給者と顧客に基盤施設を提供しているが、自らは、顧客に電気エネルギー自体を供給しておらず、したがって、製造物責任法4条1項の意味において、電気という製造物の製造者ではない。

これに関し、仮に被告の製造者の性質を、他の電圧レベル(低圧電流)へ電流を変換することから導くとしても、この過程では、製造物責任法3条における製造物の欠陥はない。原告の損害は、動作過電圧を原因とし、それ以前に欠陥なく流通に置かれた製造物たる電気の品質ではなく、その後の送電の枠内での出来事によるものである。しかし、この単なる送電、すなわち、被告による基盤施設の提供は、それ自体が製造物責任法の意味する製造物を表すものではなく、被告の製造者の性質を基礎づけるのに適していない。

さらに、被告の民法823条1項による過失責任は、同様に問題とならないとする。

自己の責任領域で、第三者への危険を生じさせる、または、持続させる者は、第三者への損害を避けられない最小限にとどめるため、必要かつ期待可能な予防措置を講じなければならないことが、原則として該当するが、これに関しては、地下に敷設した住宅接続スリーブへの予防保守の義務はなく、単なる目視点検の範囲内でケーブル配線キャビネット

を檢查することが技術水準に合致するといえ、さらに、被告は、ネットを、技術水準に従って運営しており、拘束力のない技術基準すら遵守している。

専門家の意見によれば、原告の損害は、高周波過電圧によるものであり、ありえないような、不幸ないくつかの事象の偶然の一致の結果であった。すなわち、2つの導体の遮断は、最初の障害報告の時点では被告には未知のものであり、それゆえ、9つの家屋接続の小規模な集合体が各自の接地システムから絶縁され、高周波過電圧のリスクの上昇にさらされていたことは、当時の知識水準でも被告には認識できず、被告の見地からは、指示を導き出す具体的な認識を持っていなかった。

仮に被告の指示義務違反がありうるとしても、損傷の原因となる動作過電圧から防禦できる市販の保護装置は存在せず、いずれにせよ、発生した損害との因果関係はなかったといえる。

#### 4.2 控訴審判決<sup>30</sup>

ラント裁判所は、第一審判決と同様に、不法行為責任、契約上の付随義務違反による過失責任の成立を否定する。

低圧接続令 18 条 1 項 2 号によれば、物の損傷の場合に、故意または過失があると推定できるが、この推定は本件では否定される。

責任義務法 2 条に基づく無過失責任は、責任義務法 2 条 3 項 2 号により、エネルギー消費機器の損傷の場合には責任が排除されるが、本件はこれに該当する。

しかし、製造物責任法 1 条 1 項による無過失責任は認められるとした。

電気は、同法 2 条により、製造物として法律の保護範囲に明文で含まれている。供給される電力に関して正当な安全性の期待が裏切られた場合、すなわち、許容できない電圧または周波数の変動を呈するときは、同法 3 条の意味における欠陥が存在する。

さらに、ネット事業者である被告は、製造物を変圧により変更するため、同法 4 条の製造者である<sup>31</sup>。

被告の職務である製造過程(変換)の枠内では、同法 3 条の製造物の欠陥が生じていないという理由で、区裁判所が責任を否定したことは、同法が、まさに定めていない因果関係を前提としている。原則として、



製造物の製造者は連帯債務として責任を負う(同法5条)。なるほど、分業的な製造の際に、対象物を組み立てるだけの者、あるいは、付属品を取り付ける者は、自己の活動が、製品全体の安全性に影響を及ぼす場合にのみ責任を負うとされるが、この見解によっても、本件では、被告は免責されない。また、被告のほかに、欠陥のある電気の事実上の製造者は確定されず、被告は、自身の行為により、電気という製造物の安全性に、被告がなす変圧の外部においてですら、おそらく非常に影響を及し、電気という製造物の安全性を保障するネットの準備は、まさに、被告の中核となる任務である。欠陥のある電力の具体的な製造者が存在する場合ですら、本件の状況では、責任の排除は生じない。

そして、責任の存否と態様は、もっぱら低圧接続令18条により定まり、製造物責任法による請求権が排除されるとする主張は否定される。

同令18条は独自の請求根拠を示さず、契約責任、接続利用関係、あるいは不法行為責任を前提としており、責任の存否は、必然的に同令18条から生ずるわけではない。同令18条から、責任を過失によるものに一般的に限定することは読み取れない。同令18条1項の文言によれば、そこで規定されている責任の厳格化(制限ではなく)は、事業者の有責性が前提とされる限りで適用されるものであり、したがって、他の無過失責任の存在は認められる。そして、同条の責任は、製造物責任法、および他の法規定に基づく、ネット事業者とエネルギー供給事業者による責任には触れないとする同令18条の立法理由からも同様の結論になる。

エネルギー事業法18条3項の命令の授権に基づき、連邦政府が、命令により(連邦参議院の賛成とともに)、「ネット接続、および低圧ネットに接続された最終消費者によるその使用の一般条件」を適切に確定することから、低圧接続令18条が(文言から読み取れないとしても)、製造物責任の排除を含みえないことになる。連邦政府の命令は、たとえ、連邦参議院の同意があったとはいえ、製造物責任法のような、正式な連邦法を排除しえず、また、そのような責任の排除については、電力網の利用についての一般条件の規制とは無関係である。

最後に、低圧接続令18条は、無過失の製造物責任法による責任に基づいて、無限責任の心配が取り除かれるという、ネット事業者の特権化をあらわすものということができる。なぜなら、同令18条2項により、



ネット事業者は、故意でも重過失でもなく生じた物的損害の際も、つまり、無過失による損害についても、損害事件ごとに総額として、上限が責任を限定することになるからである。無限責任のリスクなしに、経済上合理的な電力網の運営を可能にするという（接続の維持に対する消費者の信頼という意味でも）同令の目的は、低圧接続令 18 条 2 項により、製造物責任法の排除を必要とすることなく、促進される。

（ただし、本件では、その損害額から、低圧接続令 18 条 2 項は適用されないとする。）

#### 4.3 上告審判決（連邦通常裁判所判決）<sup>32</sup>

通常裁判所は控訴審判決を維持する。

製造物責任法 2 条により、動産のほか、電気は、同法における製造物とされる。認定によると、電気は、過電圧により、同法 3 条 1 項による欠陥を呈し、電化製品と暖房に損傷を生じさせた。

同法 3 条 1 項により、製造物に欠陥があるとされるのは、すべての状況を考慮し、正当に期待しうる安全性を提供していない場合である。ここでの焦点は、各利用者の主観的な安全性の期待ではなく、客観的に該当分野で一般的な社会観念上必要と考えられる安全性を製品が提供しているかである。同法 3 条 1 項により基準となる安全性の期待は、原則として、民法 823 条 1 項による不法行為責任の枠内での製造者の社会生活上の義務と同じ客観的な基準によって判断される。その際、法に基づく安全規定の遵守、または、ドイツ工業規格やその他の技術基準などの技術規格の準拠が重要な場合がありえるが、もっとも、そのような規格に準拠している場合に、製造物に欠陥がないとみなされなければならないということは意味していない。

低圧接続令は、その適用範囲において、電気という製造物への正当な安全性の期待を具体化している。同令 16 条 3 項により、ネット事業者は、電圧と周波数を可能な限り一定に保たねばならない。つまり、一般的な（電力）消費機器と発電システム施設が問題なく稼働できなければならない。

いずれにしても、本件のように、過電圧が通常の消費機器に損傷をもたらす場合には、製造物である電気について、正当な安全性の期待への

違反がある。この場合、社会が考慮しなければならない電圧変動の範囲が保たれていない、少なくとも過度の周波数または電圧変動の場合、製造物責任法1条の責任が生じうることは、一般に認められている。

低圧ネットは、余裕をもって設計されており、多くのドイツのネットに関する技術水準および一般的な慣行に合致し、十分な供給基準を満たしていることを控訴裁判所が考慮しなかったという上告の異議は認められない。製造物責任法に基づく無過失責任においては、製造物の欠陥に焦点があり、それに対し、生産の過程自体、または、それに続くプロセスに、欠陥があったのか、また、それがいかなる欠陥であったかは問題にならない。本件では、2つの接地保護導体の遮断で、過剰な電圧が発生したことにより、製造物たる電気に欠陥が存在する。例えば、自然力のように特別な事情による不規則性に帰されるような、上告で言及されたケースについての判断はしない。

被告は、製造物責任法4条1項1文により、欠陥のある電気製品の製造者と見なされる。

同規定によると、同法の意味における製造者とは、最終製品、原材料、または部品を製造した者である。製造物責任指令3条1項と同じく、製造物責任法4条1項1文は、製造の概念も製造者の概念も直接的に定義していない。個別のケースにおいて、電気という製造物の製造者に誰が該当するかは、同法4条1項1文について、指令に準拠した解釈をなすことで、確定されねばならない。

解釈は、指令により追求される目的を達成するため、可能な限り、指令の文言および目的に基づかなければならない。これに関して、本件では、指令が、とりわけ、消費者保護を確保することを目的としていることを考慮に入れるべきである。

指令85/374/EECに関して、欧州司法裁判所は、1976年9月9日の指令提案の理由を引用し、製造および流通の連鎖で活動するさまざまな経済上の関与者の各々の役割を衡量し、欠陥のある製造物により惹起された損害に対する責任は、指令により作成された法的規定において、製造者と、原則として、若干の限定的な場合に、輸入者および供給者に課されるという決定をなしたということが示されている。

圧倒的多数の場合、供給者は、購入した製品を変更せずに引き渡すだ

けであり、製造者だけが、製品の品質に影響を与える可能性を持っているため、欠陥のある製造物に対する責任を製造者に集中させることが適切であるとみなされうる。

製造者概念の解釈の際に、製造物責任法 2 条の製造物概念との密接な関係を考慮に入れるべきである。したがって、製造者概念は、原則として、同法 2 条の「製造物の製造」を前提とする。指令提案の理由によると、製造者概念は、自己の責任において、製品の製造過程に関与したすべての者を意味する。この意味で、消費者保護は、あらゆる製造過程の関与者が、最終製品、または、供給された構成部分もしくは原材料に欠陥がある場合に、責任を負うことを求めるということが、考慮理由のなかで述べられている。

したがって、製造者とは、その製造物が生じた組織領域のすべての者が該当する。製造物責任法 4 条 3 項の供給者責任からの逆の推論は、製造は、製品販売または製品取引と区別されねばならぬことを示している。製造物の生産、または、製造物の本質的な性質へ介入があったか、あるいは、製造過程と比較し、製品へ些細な操作がしか行われていないかが、区別にとって決定的である。その場合、特に、製品の安全性に関連した性質が重要であり、これに対し、製品を流通に置いた時点で、製造者が確定できたか否かは問題とならない。この点は、供給者が同法 4 条 3 項により製造者と同様の責任を負うかという問題にとってのみ重要である。

これらによれば、本件では、被告は、異なる電圧レベル、つまり、最終消費者のネット接続用のいわゆる低圧への変換を行ったことから、電気という製造物の製造者と見なされる。この場合、純粋な供給、あるいは、配給事業とは異なり、製造物である電気の性質は、電力網事業者により、変換後に最終消費者が、電力消費機器を利用できるように、決定的に変更される。

電力が低圧ネットに供給された時点で、電気という製品物が、許容できない電圧および周波数の変動を呈さず、したがって欠陥がなかったという、製造物責任法 1 条 2 項による責任の排除の主張は認められない。

同法 1 条 2 項 2 号により、製造者が製造物を流通に置いた時点で、製造物に損害を惹起した欠陥が、製造物にまだ存在していなかったという

ことを前提する場合、製造者の賠償義務は排除される。流通に置くという概念を、指令は定義しておらず、指令の目標設定と、指令が追求する目的を考慮し、解釈されなければならない。それにあたっては、製造者が免責される場合（指令7条）は、欠陥のある製造物により損害を受けた者の利益のために狭義に解釈されるべきである。

欧州司法裁判所の判決によると、流通に置くことということは、製品が、製造者が設定した製造過程を離れ、使用、または消費の準備できた状態で公に供される市場の過程に入っていることを前提とする。欧州共同体委員会と、製造物責任法の草案理由は、流通に置くという概念が、その自然な言葉の意味から、自明であるため、概念を説明する必要がないと見なしていた。製造物責任法1条に関する公式の理由は、通常、製品が流通に置かれることは、製造物が分配の連鎖に置かれたとき、すなわち、製造者が、その意思決定により、その製造者の領域の外部の他の者に製造物を引き渡した時であると述べている。この見解は、いずれにしても、最終製造者に関して共有される。というのは、その観点からは、流通に置くということは、販売業者、あるいは最終消費者への引渡しに限られるからである。

これらを本件に適用する際には、免責事由を扱う指令7条は、責任期間を定める指令11条と異なり、狭く解釈されるべきである。さらに、電気という製造物の特殊性を考慮しなければならない。この観点から、電気という製造物が流通に置かれるということは、ネット事業者によって引き渡しできるよう変換された電流が、ネット接続を介して、接続利用者へ供給されるときにはじめて存在する。なぜなら、低圧接続令からは、ネット事業者が、まさに、ネット接続での電力の品質に責任を負うことが明らかである。ネット接続は、一般供給の電力供給ネットワークを被接続者の電気設備に接続する。それは低圧ネットの分岐点から始まり、原則として、被接続者の家屋接続ヒューズで終わる（同令5条参照）。ネット接続は、ネット事業者を通じて確立される。（同令6条1項1文）。それらはまだネット事業者の事業施設に属している（同令8条1項1文）。したがって、最終消費者による通常の消費機器の使用は、ネット接続から始まり、一般供給の電力供給ネットワークから電気を引き入れる時点で、欠陥のない電気を前提とする。このことのみが、損傷を受

けた接続利用者が持つ、欠陥のない電気をネット接続により使用できるという、指令が保護する利益を正当に評価するものである。変換により、被告は、製造物責任法の意味での製造者とされるが、そこから、電気という製造物が、変換過程の終了時に、製造者としての領域を離れたということにはならない。なぜなら、供給される電力の品質に対する責任(同令 16 条 3 項、4 項、7 条)は、接続利用者への引渡し時まで引き続き有効であるためである。

低圧接続令 18 条の規定は、被告の責任を妨げないという、控訴裁判所の判断は正当なものであり、上告の異議も無く、認められる。同令 18 条が、製造物責任法によるネット事業者の責任に触れないとする、低圧接続令の理由書を指摘したことは正しい。したがって、同令 18 条 1 項 1 文は、すでに、その文言により、契約、接続利用関係、または、不法行為から生じる責任のみを指している(すなわち適用される)。

#### 4.4 検討

第一審判決、控訴審判決とも、第一審判決で認定された事実に基づき、過失責任である、不法行為責任、(控訴審ではさらに)契約責任に基づく損害賠償請求は認められないとし、上告審については、過失責任については、争われていない。

控訴審判決では、低圧接続令 18 条 1 項 2 号により、物の損傷の場合に、故意または過失があると推定されるが、この推定は本件では否定された。無過失責任である責任義務法 2 条に基づく賠償請求については、本件は家電等の損傷が問題となったものであり、責任義務法 2 条 3 項 2 号が適用され、責任が排除された。

この結果、無過失責任である製造物責任法による責任の成否が争われることとなった。要件にしたがって、三判決を比較検討していくが、同法 4 条 1 項の「製造者」概念は、同法 2 条「製造物」の「製造」が前提となると、上告審がまさに述べたように、各要件(各概念)の内容は、重複して問題となる。

第一審判決では、一般に、電気に周波数や電圧に過度の変動がある場合に、電気に同法 3 条 1 項の欠陥があるとされ、被告がネット事業者として、変圧を行うことにより、電気の同法 4 条の製造者とみなしうると

しても、いわば製造に当たる、この変圧の過程では、製造物の欠陥はないとする。これに対し、控訴審判決では、製造者とされる者の行為と欠陥との因果関係は、製造物責任法では求められていないことを確認した。

つぎに、製造物責任法3条1項の製造物の欠陥の判断において、控訴審判決では、供給される電力に関して正当な安全性の期待が裏切られた場合、すなわち、許容できない電圧または周波数の変動を呈するときに欠陥が認められるとする。これに関し、上告審判決は、この安全性の期待とは、一般的な社会観念上、必要と考えられる安全性を製品が提供することであり、原則として、民法823条1項による不法行為責任の枠内での製造者の社会生活上の義務と同じ客観的な基準によって判断されるとする。つまり、製造者の責任は、関与する社会生活の範囲における正当な安全性の期待への違反に決定的に基づくことになり、これは、統合性侵害に対する原因と責任の寄与を曖昧にすることを意図している。そして、このような安全性の期待に基づき判断するからこそ、連邦通常裁判所が、法に基づく安全規定や技術規格の遵守、ネットに関する施設が技術水準と多くのドイツの配電ネットにおいて行われている慣行に合致していても、必ずしも、欠陥が否定されるわけでないことを説明しうる<sup>33</sup>。

製造物責任法4条1項の製造者については、主に、単なる供給者との関係、製造者としての性質といった観点から、その該当性が検討されている。前者に関しては、製造者が特定できない場合に、各供給者も製造者とする同法4条3項があり、この反対解釈からは、供給者は、原則として製造物責任を負わないことが示される。そして、エネルギー事業法により、エネルギー供給事業者とネット事業者が分離されることから、ネット事業者が、供給者に該当するのか、製造者としての責任を負うのが問題となる。

第一審判決は、ネット事業者は、エネルギー供給者と顧客に基盤施設を提供しているが、みずからは、顧客に電気エネルギー自体を供給しておらず、電気という製造物の製造者ではないとする。基盤施設の提供は、それ自体、製造物責任法が意味する製造物を表すものではなく、被告の製造者の性質を基礎づけるのに適していないとも述べられている。

控訴審判決では、ネット事業者である被告は、製造物を変圧により変更するため、製造物責任法 4 条の製造者であるとする。これ以上の検討は不要としつつも、欠陥のある電気の事実上の製造者は確定されず、たとえ、それが確定できたとしても、電気という製造物の安全性について、ネットの提供という任務を通じて関与していることから、責任を負うとしている。

上告審判決は、同法 4 条 1 項 1 文は、製造の概念も製造者の概念も直接的に定義しておらず、個別のケースにおいて、電気という製造物の製造者に誰が該当するかは、同法 4 条 1 項 1 文について、指令に準拠した解釈をなすことで確定されねばならないとする。製造者概念は、原則として、同法 2 条の「製造物の製造」を前提とし、指令提案の理由によると、製造者概念は、自己の責任において、製品の製造過程に関与したすべての者を意味し、指令の目的である消費者保護によれば、あらゆる製造過程の関与者が、最終製品、または、供給された構成部分もしくは原材料に欠陥がある場合に、責任を負うことを求めるということが述べられている。その結果、製造者とは、その製造物が生じた組織領域のすべての者が該当することに至る。これにより、製品を流通に置いた時点で、製造者の確定は不要とされる。そして、同法 4 条 3 項に反対解釈により、製造は、製造物の販売や取引と区別されることになるが、製造に該当するには、製造物の本質的な性質、特に安全性に関する性質への介入があったかが重要であると指摘する。以上から、被告であるネット事業者は、最終消費者のネット接続ができるよう、低圧への変換を行い、製造物である電気の性質を決定的にしたことから、製造者とみなされることになる。

以上の要件を充足しても、1 条 2 項 2 号により、製造者が製造物を流通に置いた時点で、製造物に欠陥がなければ、免責が認められ、本件では、この時点の解釈が問題となった。

第一審判決は、家電等の損傷原因は、動作過電圧であり、それ以前に欠陥なく流通に置かれた製造物たる電気の品質ではないと述べていることから、流通に置いた時点を、変圧し低圧ネットへ供給した時点と見ていると考えられる。控訴審判決では、これに関する言及は見られない。上告審判決は、「製造者」と同様に、「流通に置く」という概念も、指令



に直接の定義はないため、指令の目的を考慮して解釈し、製造者が免責されうる場合(指令7条)も狭く解すべきと述べる。そして、流通に置くとは、製造の領域から離れ、使用または消費の準備ができた状態で、公に供される市場のプロセスに入ることを前提とし、それは、製造者が、自らの意思決定により、その製造者の領域外部の他の者に製造物を引き渡した時に認められ、最終製造者については、販売業者、あるいは最終消費者らに引き渡した時点になるとする。そして、製造物である電気については、低圧接続令で規定されているネット事業者の任務に基づき解釈すると、ネット事業者によって引き渡しできるよう変換された電流が、ネット接続を介して、接続利用者に供給されるときに認められるとした。

そして、低圧接続令18条により、製造物責任法による責任が排除されるかという問題について、控訴裁判所、連邦通常裁判所とも、製造物責任法による責任が妨げられることはないということで一致している。しかし、控訴裁判所は、さらに、故意でも重過失でもなく生じた物的損害に関する責任の上限を定める同令18条2項が、無過失である製造物責任法による責任にも適用しようと述べ、これにより、ネット事業者の無限責任の心配が取り除かれるとする。これに対し、上告審判決では、同令18条1項1文の責任とは、契約、接続利用関係、または、不法行為から生じる責任に限定されるとして、同条2項を製造物責任法に適用することを否定する。

## 5 近時の裁判例<sup>34</sup>

近時の裁判例として、被告の上流にある別の事業者のネットを原因とした電力の供給中断による損害賠償が争われた事件を検討する。

本件は、2018年に停電が生じ、その後、原告の暖房設備が損傷し、この損害について、原告が電気を引き入れているネットの事業者である被告に損害賠償を請求したものである。

暖房機器の損傷に関して、原告は、Vにある変電所の火災損害によるエラーにより、過電圧が生じたことが原因で、暖房設備が損傷したと主張した。これに対し、被告は、被告のネットワークの上流にあるXの



高圧ネットで電圧降下が発生し、その結果、被告のネットワークで V の変電所の保護スイッチが作動し、ネットが地域供給網で一時的に遮断されたが、過電圧は発生していないと主張した。裁判所は、停電により過電圧は発生しておらず、損傷は機器のスイッチのオンオフによるもので、被告に責任はないとした。

判決は、まず、暖房設備の損傷について、民法 280 条 1 項、民法 823 条 1 項、2 項、低圧接続令 18 条 1 項 2 号による被告に対する原告の損害賠償請求権は認められず、接続利用関係 (低圧接続令 3 条) による被告の有責の義務違反も、原告の所有権に対する違法な侵害もないとした。

また、被告は、X の責任領域に起因する停電の原因についても、民法 278 条、あるいは、民法 831 条によっても、責任を負わないとする。

民法法 278 条の履行補助者とは、事件の実際の状況により、債務者の意思により、債務者に課されている義務の履行の際に、債務者の補助者として行為する者である。X も、被告も互いに独立したネット事業者である。被告は、原告の家庭に接続する低圧ネットを運営し、X は高圧ネットを運営している。いずれのネット事業者も、自己のネットにおいて、低圧接続令により義務付けられる任務を独立して引き受ける。各ネット事業者の任務は、各自の接続利用者に、中断無く、そして、正常に電力を使用させることではない。このような任務は、接続利用者が独立した電力供給契約を締結する電力供給者 / エネルギー供給者が負う。ネット事業者は、接続利用関係が成立する際には、もっぱら、ネット接続関係で定められている範囲で、いつでも、ネット接続者にネット接続を可能にすることを義務付けられており (同令 16 条 1 項 1 文)、所有権を持つ、あるいは、経済上その利用が委ねられているネット接続を維持し、更新し、必要などときには、変更しなければならない。このことは、ネット事業者が、不可抗力、あるいは、その除去が同令 18 条 1 項 2 文の意味で経済上期待できないその他の事情により、ネット接続の保障の可能性が妨げられる場合には、当てはまらない (同令 16 条 1 項 2 文)。ネット事業者は、この関係で、他のネット事業者のネットにおける過誤に責任を負わない。ネット事業者は、同令 18 条 3 項 4 文により、求めに応じて、その接続利用者に、第三者であるネット事業者による損害惹起と関係す

る事実について、ネット事業者が認識している、あるいは、期待可能な方法でネット事業者が解明でき、その認識が、第三者であるネット事業者に対する損害賠償請求に必要な限りで、知らせる義務を持つにすぎない。

被告は、低圧ネット事業者として、高圧ネット、または、その施設の一部に帰される欠陥に対して責任を負わない。このことは、被告のネットと X のネットが接続していて、その結果、高圧ネットの欠陥が、低圧ネットや、最終的に、原告の家庭への接続に続くことを考慮しても、該当する。被告が運営する低圧ネットが正常に整備されていなかった、あるいは、被告が社会保安義務違反による責任を負うべきことを、主張、立証責任を負う原告は示していない。

さらに、X は、民法 831 条の意味で被告の事業補助者でもない。他の者から事業の執行を命ぜられている者が、その執行を命ぜられる際には、一般的、あるいは、具体的な場合に、その影響の下に行為をし、一定の従属関係に立ち、任務遂行の際には、使用者の意思に従う、すなわち、その指示に服する。このことは、本件では、ネット事業者間には該当せず、各自のネットとネット接続にのみ責任がある。それゆえ、独立した事業者は、原則として、同法 831 条により、事業補助者とならず、本件も該当する。電力が最終消費者に到達する前に、多数のネット事業者のネットを通過することは、様々なネット事業者の責任には相互に至らない。

本人自身の過失による責任は認められず、また、履行補助者の過失、または事業補助者を使用する（使用者責任）という形でも、被告と X は、別のネット事業者として、これらに該当せず、被告の責任が認められなかった。製造物責任法による責任の検討がなされたが、本件では、停電により過電圧は発生しておらず、そのように場合には、電源喪失、または、電力の供給中断の際には、電気が発生していないことは、製造物とはならないとして、製造物の欠陥性が否定された。

## 6 おわりに

本稿は、電力の供給障害の場合の損害賠償について、過失責任と無過

失責任の両制度にわたり検討を行った。過失責任、すなわち、不法行為責任と契約責任では、低圧接続令 18 条により、ケースごとに、故意、過失等に関する推定規定が置かれているが、本稿で検討した判決でも見られるように、ネット事業者に課される義務は、経済上期待可能なものに限定され、検査等に関しては、必ずしも複雑で高度なものが認められてきたわけではないことから（例えば、目視による検査）、その過失等の推定は否定され、結局、過失責任による請求は認められていない。また、過失責任では、履行補助者の過失（民法 278 条）や使用者責任（民法 831 条）を通じて、本人の責任を拡張することができるが、電力供給の最終消費者に至る連鎖に関与する者について、もともと、エネルギー事業法等で、各関与者の任務や義務が規定されており、指示を受ける関係もないことから、他の関与者は、履行補助者や事業補助者と認定されず、上記の規定を適用することはできない。

製造物責任法による責任は、対象となる製造物について、通常、私的な使用や消費に用いられる物で、主として、そのような物として使用されていたものとされ（同法 1 条 1 項 2 文）、適用ケースが限定されるが、電力の供給障害による損害賠償に関して、過失責任を認めることが難しいことからすると、連邦通常裁判所が、ネット事業者に対し、製造物責任法による責任を認めた意義は大きい。さらに、同法の製造者概念について、自己の領域で欠陥が生じたという因果関係は不要であり、あらゆる製造過程の関与者が、最終製品、あるいは供給された構成部分、原材料に欠陥がある場合に責任を負うことが求められる、つまり、製造者とは、その製造物が生じた組織領域のすべての者が該当すると解することは、過失責任において、自らの直接の過失もなく、履行補助者の過失や使用者責任が適用できないような場合に、製造物責任法の製造者として責任を負うことに道を開くものといえよう。

さらに、控訴審判決とは異なり、連邦通常裁判所は、低圧接続令 18 条は、製造物責任法による責任には適用されないと述べ、責任の制限が認められないことが示された。このことは、被害者を含め消費者保護に適う結論といえるが、ネット事業者には、非常にインパクトのあるものであり、保険による填補が予想されるが、それは、結局は、接続利用者へ転嫁されることになるであろう<sup>35</sup>。

- 
- <sup>1</sup> Directive 96/92/EC of the European Parliament and of the Council of 19 December 1996 concerning common rules for the internal market in electricity.
- <sup>2</sup> Unberath/Fricke, Vertrag und Haftung nach der Liberalisierung des Strommarktes -Privatautonome Gestaltung im regulierten Schuldrecht, NJW 2007, 3601, 3601 ff. このほか、ドイツにおける電力自由化の歴史について、東田尚子「電力市場における競争と法(1)―ドイツにおける託送料金の規制を手掛かりに一」一橋法学 8 巻 1 号 377 頁以下 (2009 年)、松井英章 (2013 年)「電力自由化と地域エネルギー事業：ドイツの先行事例に学ぶ」JRI レビュー 9 巻 10 号 (2013 年)20 頁以下、福本佳奈「電力自由化における課題と展望 ～日本及びドイツの事例比較～」神戸国際大学 学が丘論集 26 号 1 頁以下 (2017 年) 参照。さらに、2009 年のエネルギー事業法の改正により、送電会社の法的分離が行われた。
- <sup>3</sup> BGH, Urteil vom 25.02.2014 - VI ZR 144/13 本稿 4 で検討する。
- <sup>4</sup> Palandt, Bürgerliches Gesetzbuch 75.Aufl., 2016, § 276 Rn.10, 12; Bartsch/vom Wege, Die Haftung des Netzbetreibers, EnWZ 2014, 152, 152.
- <sup>5</sup> Unberath/Fricke, a.a.O. [Fn. 2], NJW 2007, 3601 f.
- <sup>6</sup> Unberath/Fricke, a.a.O., 3602.
- <sup>7</sup> Unberath/Fricke, a.a.O., 3602 f.
- <sup>8</sup> Unberath/Fricke, a.a.O., 3603. 低圧接続令は、エネルギー事業法 18 条の一般供給のネットのための接続利用に関する法律関係を定める。低圧接続令 1 条 1 項 2 文により、同令の規定は、法規命令の効力により、接続契約に関する法律関係の一部となるが、顧客とネット事業者との間に、法律行為による法律関係が必ずしも成立しているわけではないため、顧客とネット事業者との間に法定債務関係が導入された。すなわち、同令 3 条 2 項は、法により、接続利用者の権限のある利用関係が成立することを認める。その権限は、電力顧客が、エネルギー取得について供給者と契約を締結する (同項 1 号)、または、供給者もしくは接続利用者が、エネルギー事業法 20 条による接続利用関係に基づき、ネットアクセスの権利を有する (同項 2 号) ことから生ずる。これにより、低圧接続令 16 条 3 項、同令 18 条といった接続利用の規定は、誰がエネルギー輸送を組織するかにかかわらず、最終消費者に

適用される。

- <sup>9</sup> Unberath/Fricke, a.a.O.[Fn. 2], NJW 2007, 3604. 電力基本供給令 19 条は、顧客の違反行為、未払いによる供給遮断、20 条は、解約の予告、21 条は、予告なしの解約について規定している。
- <sup>10</sup> Unberath/Fricke, a.a.O., 3604.
- <sup>11</sup> Unberath/Fricke, a.a.O., 3604.
- <sup>12</sup> Unberath/Fricke, a.a.O., 3604.
- <sup>13</sup> Unberath/Fricke, a.a.O., 3604 f.
- <sup>14</sup> Unberath/Fricke, a.a.O., 3605.
- <sup>15</sup> Unberath/Fricke, a.a.O., 3605.
- <sup>16</sup> Unberath/Fricke, a.a.O., 3605 f.
- <sup>17</sup> Bartsch/vom Wege, a.a.O. [Fn. 4], EnWZ 2014, 153.
- <sup>18</sup> Bartsch/vom Wege, a.a.O., 153.
- <sup>19</sup> AG Wuppertal, 21.02.2012 - 39 C 291/10; LG Wuppertal, 05.03.2013 - 16 S 15/12
- <sup>20</sup> Bartsch/vom Wege, a.a.O. [Fn. 4], EnWZ 2014, 153 f.
- <sup>21</sup> Bartsch/vom Wege, a.a.O., 154.
- <sup>22</sup> Bartsch/vom Wege, a.a.O., 154.
- <sup>23</sup> Lenz, Produkthaftung, 2014, S. 189; Oechsler, Die Haftung des Niederspannungsnetzbetreibers nach dem Produkthaftungsgesetz, NJW 2014, 2080, 2080 f.; Foerste/Graf von Westphalen, Produkthaftungshandbuch, 3 Aufl., 2012, § 47 Rn. 26; Kullmann, Produkthaftungsgesetz, 6. Aufl., 2014, § 2 Rn. 5; Staudingers Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch - Buch 2: Recht der Schuldverhältnisse: §§ 823 E-I, 824, 825 (Verkehrspflichten, deliktische Produkthaftung, Verletzung eines Schutzgesetzes, Arzthaftungsrecht), § 2 Rn. 45; Münchener Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch Bd. 5 Schuldrecht - Besonderer Teil III : §§ 705 - 853, Partnerschaftsgesellschaftsgesetz, Produkthaftungsgesetz § 2 Rn. 3.
- <sup>24</sup> Oechsler, a.a.O., NJW 2014, 2081, v. Westphalen, a.a.O., § 47 Rn. 26; Kullmann, a.a.O., §2 Rn. 5.
- <sup>25</sup> Lenz, a.a.O. [Fn. 23], S.189; Kullmann, a.a.O. [Fn. 23], § 2 Rn. 5; Staudingers, a.a.O. [Fn. 23], § 2 Rn. 45; v. Westphalen, a.a.O., § 47 Rn. 26.

- <sup>26</sup> Lenz, a.a.O., S.189; Oechsler, a.a.O. [Fn. 23], NJW 2014, 2081; Münchener Kommentar, a.a.O. [Fn. 23], § 2 Rn. 3
- <sup>27</sup> Oechsler, a.a.O., NJW 2014, 2081; Taschner, Die künftige Produzentenhaftung in Deutschland, NJW 1986, 611,616; Staudingers, a.a.O.[Fn. 23], § 1 Rn. 9. また、Oechsler は、このことは、欧州司法裁判所が、製造物責任指令の目的を、以前から、消費者の最低限の保護のみではなく、市場の歪曲の防止にあるとみていることと対応し、それゆえ、欧州司法裁判所は、指令により規定されるシステムを通じて、製造物責任より消費者の地位の拡張と改善を目指すことに対し、伝統的に批判的な態度をとっていると述べる。
- <sup>28</sup> Bartsch/vom Wege, a.a.O.[Fn. 4], EnWZ 2014, 153 f.
- <sup>29</sup> AG Wuppertal, 21.02.2012 - 39 C 291/10
- <sup>30</sup> LG Wuppertal, 05.03.2013 - 16 S 15/12
- <sup>31</sup> さらに、判決は、ネット事業者である被告が、変圧を行っており、製造者と認められることから、これ以上の判断を行わないとしつつも、電力の製造者から顧客までの流れを追跡することはできず、ネット事業者一般が、製造物責任法の製造者となりうることを示唆する。
- <sup>32</sup> BGH, 25.02.2014 - VI ZR 144/13
- <sup>33</sup> Oechsler, a.a.O. [Fn. 23], NJW 2014, 2080.
- <sup>34</sup> AG Papenburg, 13.05.2020 - 3 C 358/19
- <sup>35</sup> 保険による填補を指摘するものとして、Lorenz, BGH: Haftung des Netzbetreibers für Überspannungsschäden, BB 2014, 1300, 1300.